

高校生の自転車用 ヘルメット着用



鳥取県教育委員会では、生徒の安全を最優先に考え、県立学校の自転車通学生は自転車用ヘルメットを着用（併せて「損害賠償責任保険加入」）することとし、現在、各県立学校では各学校の実態に応じて取組を進めています。

かけがえのない命を守るため、また自転車事故の被害者にも加害者にもならないために自転車乗車時のルールやマナーを守りましょう。

「自転車安全利用五則」

- ・ 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・ 車道は左側を通行
- ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・ 安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯など）
- ・ 子どもはヘルメットを着用

